

## 第2章 新しい在留管理制度等

### 1 新しい在留管理制度

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」により、2012年7月9日（施行）から在留管理制度が変わりました。

日本に中長期（3月以上）在留する外国人留学生は、新しい在留管理制度の対象者になるので注意が必要です。対象者には氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された「在留カード」が交付されます。現在「外国人登録証明書」を所持している方は、在留期間の満了日まで「在留カード」とみなされますので、すぐに切り換える必要はありません。

#### (1) 渡日時（入學時）の手続き

入国後、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった人には在留カードが交付されます（成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港以外の空海港では、後日交付となります）。

その後、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地を市区町村に届け出ます（入国審査の際に在留カードが交付されなかった人は、旅券を持参の上、住居地の届出をすることにより、後日、在留カードが郵送されます）。

この手続きを行うことで、身分事項、居住関係等が明らかになり、その地域の医療、福祉、教育、行政等のサービスを受けることができます。

#### (2) 在学中の手続き

在留カードに記載されている居住地に変更（転入・転居）があった場合は市役所へ、在留資格の変更、在留期間の更新等に変更があった場合は入国管理局へ届け出てください。また、在留カードを紛失した場合には速やかに入国管理局で再交付申請を行ってください。

#### (3) 住民票記載事項証明書・住民票の写し

在留カードの交付対象となる人は、改正された住民基本台帳法に基づき、住居地の市区町村で住民票が作成され、市区町村の窓口で住民票記載事項証明書・住民票の写しの交付を受けることができます。外国人住民に係る住民票には、日本人と同様に氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項に加え、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されます。さらに外国人住民特有の事項として、国籍、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号等が記載されます。住民票記載事項証明書及び住民票の写しの発給申請のできる方は、ご本人、ご本人と

居きよのご家族、委任状かぞく いにんじょうを所持する代理人しよじ だいにんに限られます。(委任状い にんじょうの様式は市民課または市の公式ホームページ上こうしき じょうにあります。)

\*各申請書かくしんせいしょについて16歳以上さいい じょうの方は本人、16歳未満さいみ まんの方は同居の家族が申請して  
ください。

#### □参考さんこう

- ・法務省 入国管理局ほうむ しょうこくかんり きよく あたら ざいりゅうかんり せいど (新しい在留管理制度について)

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

- ・山形市公式ホームページやまがたし こうしき (住民票じゅうみんひょうの写しうつの交付こうふ)

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kurashi/sub1/shomei/ae46ajyuuminhyou.html>

- ・法務省 ホームページほうむ しょう (外国人住民がいこくじんじゅうみんに係る住民基本台帳かか じゅうみんき ほんだいちようせいど制度について)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

## 2 在留期間の更新ざいりゅうき かん こうしん

留学生ビザりゅうがくせい (在留資格「留学」)ざいりゅうし かく りゅうがくで日本に在留を許可される期間は、上陸許可を受け  
た日から4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または  
3月です。この期間を超えて在学する場合は、その期間内に所定の手続きにより更新しなければなりません。

この手続きのためには、在留期間の満了する日の3ヶ月前から、満了する日までに、入  
国管理局へ次の書類を提出しなければなりません。

### 【必要書類ひつようしよるい】

- ①在留期間更新許可申請書ざいりゅうき かんこうしんきよか しんせいしよ づう (1通)

※本人が作成する書類ほんにん さくせい しよるい ほうむ しょう (法務省 ホームページからダウンロードが可能)の他に、所属  
機関で作成する書類が必要です。

- ②在学証 明書ざいがくしよめいしよ ざいがくき かん めいき (在学期間の明記されたもの) (1通)

- ③旅券 (パスポート) (提示りよけん ていじ)

- ④在留 カード (提示)

- ⑤学業 成績証 明書 (正規生の場合)

大学の学部等の機関が発行した研究内容についての証 明書 (非正規生の場合)

(どちらか1通)

- ⑥写真 縦4cm×横3cm

- ⑦経費支弁能力を証する文書

(銀行預金残高証明書、預金通帳のコピー、奨学金受給証明書など)

- ⑧更新手数料 (収入印紙4,000円)

※日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを用意してください。  
※学部から大学院へ進学する方が更新手続きをする場合には、合格通知書の他に卒業見込証明書及び入学予定証明書等の提出を求められることがあります。

(提出先)

【山形地区・米沢地区】

・仙台入国管理局 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20  
仙台第二法務合同庁 舎内 (TEL) 022-256-6076

【鶴岡地区】

・酒田港出張所 〒998-0036 山形県酒田市船場町 2-5-43  
酒田港湾合同庁 舎内 (TEL) 0234-22-2746

□参考

- ・法務省 ホームページ  
(日本での活動内容に応じた資料 [在留期間更新許可申請] 『留学』)

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_KOSHIN/zairyu\\_koshin10\\_18.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_KOSHIN/zairyu_koshin10_18.html)

### 3 一時出国及び再入国

夏休みなどを利用して、一時日本を離れ、自国に帰ったり、外国を旅行する場合には、学生課留学支援担当(小白川地区)、所属学部の担当(小白川地区以外)にも「一時帰国・海外旅行届」を届け出てください。なお、「みなし再入国許可」の制度が導入されたことで、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。一時出国及び再入国の時には、在留カードを所持するようにしてください。  
再入国許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。

□参考

- ・法務省 ホームページ (みなし再入国許可制度について)

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/point\\_3-4.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/point_3-4.html)

### 4 在留資格の変更

留学生は、「留学」の在留資格が与えられますが、仮に「留学」以外の在留資格で入学した場合、または、現に有する在留資格に属する活動を止めて、新しい別の活動を行う場合(日本国内で就職する場合等)は、学生課留学支援担当(小白川地区)、所属学部の担当(小白川地区以外)に相談するとともに、入国管理局で変更の手続きをしてください。  
在留資格変更申請に必要な書類等は、次のとおりです。

なお、卒業・修了後も日本国内で就職活動を継続する方（「特定活動」）は、第10章「就職」(2)卒業・修了後に就職活動を継続する場合についてを参照してください。

#### 【必要書類】

##### ①在留資格変更許可申請書（1通）

※本人が作成する書類（法務省ホームページからダウンロードが可能）の他に、所属機関で作成する書類が必要です。

##### ②旅券（パスポート）（提示）

##### ③在留カード（提示）

##### ④入学許可証の写し（「留学」以外の在留資格で入学した場合）

##### ⑤在学証明書（申請時、在学している者）

##### ⑥研究内容記載事項証明書（研究生のみ；期間・指導教員等が明記されたもの）

##### ⑦申請手数料〈収入印紙4,000円〉

※提出先は「2 在留期間の更新」を参照してください。

#### □参考

・法務省ホームページ（在留資格変更許可申請）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

## 5 在留資格外の活動

留学生は、勉学または研究を目的としており、出入国管理及び難民認定法に基づき、「留学」ビザを取得していますが、このビザは就労はもちろんのこと、勉学または研究以外の活動は一切できません。

しかしながら、学費その他の諸経費を補うためにアルバイトが必要な場合には、勉学に支障のない範囲で、資格外活動として認められる場合がありますので、学生課留学支援担当（小白川地区）、各学部の担当（小白川地区以外）に相談してください。

アルバイトは、1週について28時間以内（夏季休業等長期休業期間は1日8時間以内）で、収入を伴う事業の運営または報酬活動で風俗またはその関連事業以外であることが条件です。

資格外活動許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。

#### 【必要書類】

##### ①資格外活動許可申請書（1通）

※法務省ホームページからダウンロードが可能です。

②旅券 (パスポート) (提示)

③在留カード (提示)

□参考

・法務省 ホームページ (資格外活動許可申請)

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>

## 6 家族滞在に対する諸手続きについて

本国にいる家族を呼びよせるには、在留資格認定証明書交付申請が必要となります。

学生課留学支援担当にてサポートいたしますのでお問い合わせください。

家族滞在に対する認定許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。

□参考

・法務省 ホームページ (在留認定証明書交付申請 (家族滞在))

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_NINTEI/zairyu\\_nintei10\\_19.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_19.html)

## 7 留学生またはその配偶者の出産

### (1) 母子健康手帳の交付手続

留学生またはその配偶者が妊娠した場合には、妊娠中の母体の管理及び胎児から6歳までの子供の発育状況等を管理するための母子健康手帳の交付を受けることができます。

この手帳は、定期検診、予防接種時にも活用ができ、育児の説明書きも記載されています。

交付を希望する場合には、病院等に備え付けてある申請書に押印し、出産予定日を証明するものを添えて市役所で手続きしてください。

### (2) 出生届について

子供を出産した場合には、出産日から14日以内に出産証明書を添えて、市役所に出生届を提出しなければなりません。

### (3) 入国管理局への届け出について (在留資格取得申請)

出生した日から60日以上在留する場合には、在留資格を取得しなければなりません。

また、出生児が出国する際、旅券が必要になるので、出産日から30日以内に出産証明書または出生届受理証明書を添えて入国管理局に申請し、必ず出生児の旅券を取得してください。

(4) 出生児の住民登録について

出生児が90日以上滞在する場合には、出産日から60日以内に出産証明書、旅券を添えて、住民登録を行わなければなりません。

また、この際、出身国によって制度が異なりますので、自国の大使館または領事館に問い合わせてください。

事項	山形市	米沢市	鶴岡市
電話番号(代表)	023-641-1212	0238-22-5111	0235-25-2111
外国人住民の居住地届出	市民課	市民課窓口	市民課戸籍係
母子健康手帳 交付手続き	山形市保健センター (霞城 セントラル4F) (023-647-2280) 健康課 (市役所 2F29番窓口)	米沢市すこやかセンター 健康相談室 (0238-24-8181)	健康課母子保健係
出生届	市民課	市民課窓口係	市民課戸籍係

\* 「日常生活について」もあわせてお読みください。

## 8 外国人在留総合インフォメーション

入国・在留に関する手続き等について相談に応じるため、仙台入国管理局内に、「外国人在留総合インフォメーションセンター」が開設されています。こちらは、電話による問い合わせにも応じています。気軽に利用してください。

(連絡先)

「外国人在留総合インフォメーションセンター(仙台入国管理局内)」

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎1F

TEL : 0570-013904

E-mail: info-tokyo@immi-moj.go.jp

(開設時間; 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※ただし、祝日、年末年始を除きます。)